



[契印・公印省略]

消防国第52号
消防運第33号
消防参第291号
消防広第149号
令和5年4月24日

各都道府県国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護・防災部
国民保護室長
国民保護運用室長
参事官
広域応援室長

弾道ミサイル発射に係る危機管理対応に関する情報伝達体制等について

本日、内閣官房から別添1「弾道ミサイル発射に係る情報伝達について」（令和5年4月24日付け閣副事態第224号内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣審議官通知）により、昨今の国際情勢を踏まえた情報伝達に関する考えが示されました。

つきましては、各都道府県及び各市区町村においては、下記のとおり、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）等による国民保護情報の伝達体制等について万全を期するようお願いします。

なお、貴都道府県内の市区町村及び消防機関に対し、この旨周知をお願いします。

記

1 Jアラート等による国民保護情報の伝達体制

(1) 確実な受信体制

内閣官房からのJアラート、緊急情報ネットワークシステム（以下「エムネット」という。）及び消防庁からのメール等により伝達される情報を確実に受信できる体制をとること。

(2) 住民に対する情報伝達体制

各市区町村は、取得した情報をJアラートの自動起動による放送等により、確実に住民に情報伝達する体制を確保すること。そのため、別紙1「Jアラート受信機の設定確認手順」、別紙2「Jアラート関連機器点検チェックシート」及び別紙3「受信機状態表示画面」に基づき、機器の設定確認や再点検を徹底すること。

また、受信機の故障や関連機器の不具合等を確認した場合は、速やかに別紙4「Jアラートに関する不具合の改善結果（予定）報告」により報告するとともに、エムネットや緊急速報メール等の情報に基づき、即座に住民に情報伝達できる体制を24時間体制で整えること。

2 Jアラートによる国民保護情報が配信された際の対応

国からの弾道ミサイル情報等の国民保護情報が配信された際には、住民への情報伝達状況について、同時配信される一斉配信・収集機能によるメールアンケートに1時間以内に回答するとともに、次のとおり報告すること。

- ・報告方法：上記回答後速やかに、別紙5「Jアラート作動状況調査表（詳細）」により報告すること。
- ・報告先：市町村は都道府県、都道府県は消防庁
※Excel形式によること。

3 都道府県及び市区町村における防災・危機管理体制の確認

- (1) 都道府県及び市区町村における休日・夜間を含む情報収集・報告態勢等の防災・危機管理体制について点検を行い、緊急時の情報収集・伝達等に万全を期すること。とりわけ、4月29日以降のいわゆる大型連休期間において、対応に遺漏が生じることのないよう、交代制による即応態勢を構築するなど十分配慮すること。
- (2) 消防、自衛隊、警察、海上保安庁等、関係機関との連絡を確保すること。

4 消防機関における態勢等について

- (1) 警察や自衛隊との情報収集等連携体制を確立すること。
- (2) 資機材の点検を行うとともに、相互応援態勢や、県内応援態勢、NBC災害即応部隊も含めた緊急消防援助隊の出動態勢の確認を行うこと。
- (3) 弾道ミサイルの発射に伴い一部の部品等が日本の領域内に落下した場合、何らかの有毒物質が含まれている可能性があるため、別添2「北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領について」（平成29年8月16日付け消防庁国民保護・防災部参事官及び国民保護運用室長事務連絡。）に基づき、適切に対応すること。

(連絡先)

担当：消防庁国民保護・防災部国民保護運用室

【Jアラートについて】

安西課長補佐、関根係長

TEL:03-5253-7550

【国民保護事案・連絡体制について】

富田課長補佐、島田係長

TEL:03-5253-7551

【広域応援について】

広域応援室 鳥枝理事官、平井係長

TEL:03-5253-7569

【BC災害消防活動について】

参事官付 鈴木参事官補佐、志水係長

TEL:03-5253-7507

閣副事態第 224 号
令和 5 年 4 月 24 日

各指定行政機関危機管理部局長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣審議官 齋藤 秀生

弾道ミサイル発射に係る情報伝達について

令和 5 年 4 月 19 日、北朝鮮は軍事偵察衛星 1 号機が完成したこと、及び同衛星を計画された期間内に発射できるように、最終準備を早期に終え、今後、連続的に数個の偵察衛星を多角配置して偵察情報収集能力を堅固に構築させようとする金正恩国務委員長の指示が発出された旨発表しました。

これらを踏まえ、防衛省・自衛隊においては、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 82 条の 3 の規定により弾道ミサイル等に対する破壊措置を命じる可能性があることから、所要の準備を行うこととしています。

弾道ミサイルが発射され、我が国の領土・領海に落下する又は我が国領土・領海の上空を通過する可能性があるると判明した場合には、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び緊急情報ネットワークシステム（エムネット）を使用して情報伝達を行うこととしております。

情報伝達の流れや伝達する文言等については、資料 1～3 のとおりです。

つきましては、指定行政機関危機管理部局長にあつては、所管する指定地方行政機関及び指定公共機関に対して、都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市区町村及び指定地方公共機関に対して、周知をお願いします。

（連絡先）

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
国民保護企画担当

石田 wataru.ishida.r8n@cas.go.jp

松本 nobuyoshi.matsumoto.j5c@cas.go.jp

加藤 daichi.kato.f2i@cas.go.jp

佐藤 em-net.m4k@cas.go.jp

電話：03-3581-3465

1 政府からの情報伝達の基本的な考え方

- (1) Jアラートは、一刻を争う住民への直接の警報の伝達を行うことを基本とします。
- (2) エムネットは幅広く情報提供するために使用することとします。

2 ミサイルが発射された場合の情報伝達

弾道ミサイルが発射された場合、以下のとおり情報伝達を行います。

また、Jアラート及びエムネットの文言については、資料2及び3の通知のとおり変更を行いました。情報伝達の詳細については資料2及び3をご覧ください。

(1) ミサイルが我が国の領土・領海に落下するまたは我が国の領土・領海の上空を通過する可能性がある場合と判明した場合

発射されたミサイルが我が国の領土・領海に落下するまたは我が国の領土・領海の上空を通過する可能性があることが判明した場合、影響のある都道府県に対して、Jアラート及びエムネットを送信します。

(2) ミサイルが我が国の領土・領海に落下するまたは我が国の領土・領海の上空を通過する可能性がない場合

発射されたミサイルが我が国の領土・領海に落下するまたは我が国の領土・領海の上空を通過する可能性がないことが確認された場合は、Jアラート及びエムネットの送信は行いません。概要を、各指定行政機関に対しては内閣官房より、各都道府県に対しては内閣官房より消防庁を通じてお知らせします。

閣副事態第 2 2 2 号
令和 5 年 4 月 2 4 日

消防庁国民保護室長 殿
消防庁国民保護運用室長 殿

内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付
内閣参事官 東 高士
(公印省略)

北朝鮮による弾道ミサイルに係る全国瞬時警報システム
(Jアラート) による情報伝達について

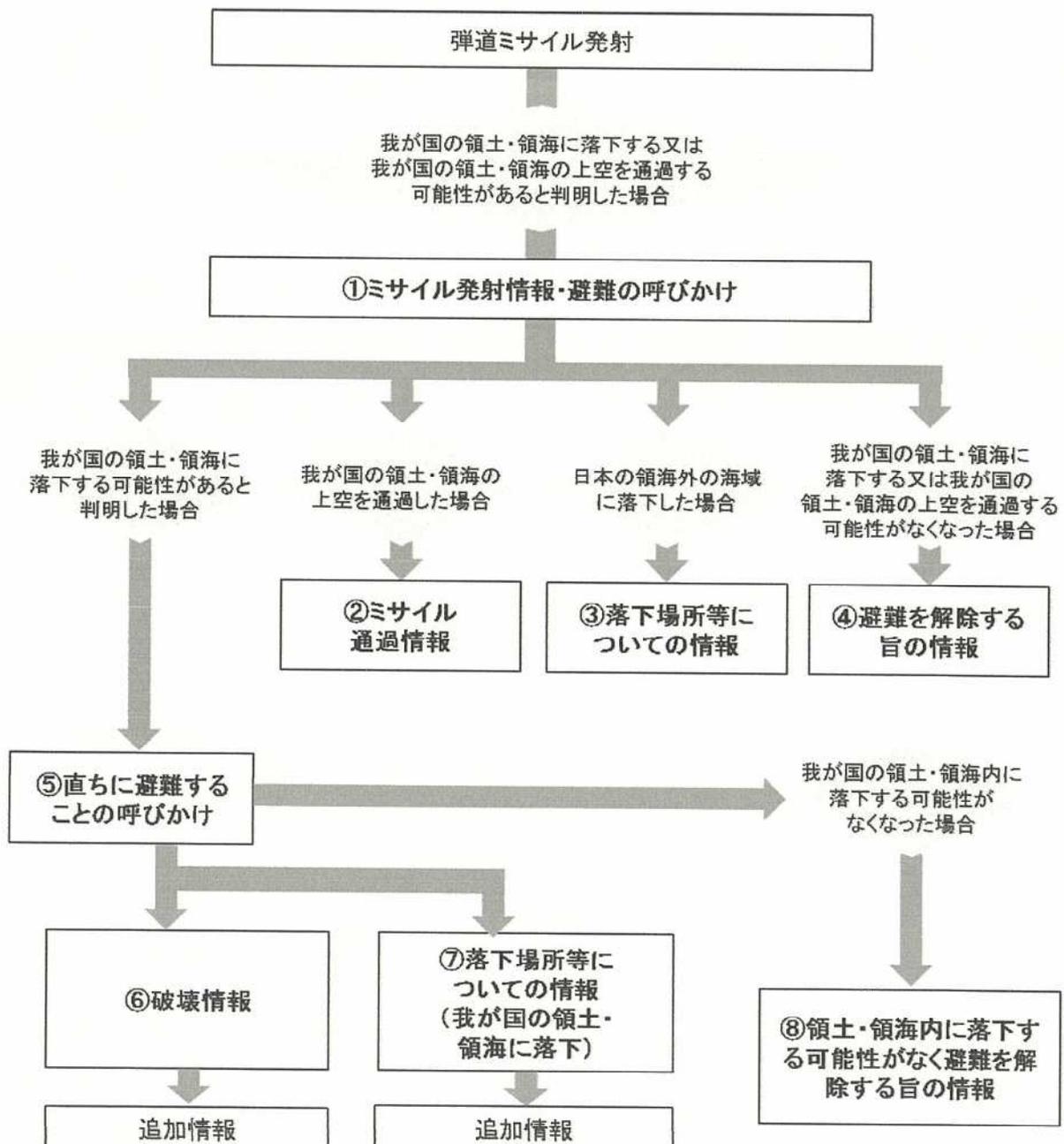
北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における Jアラートによる情報伝達について、伝達する文言を別添のとおり変更しましたので、お知らせします。

つきましては、貴職においては、上記の内容について、地方公共団体を通じて住民の理解が進むよう、地方公共団体に対してご周知くださいますようお願いいたします。

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達のメッセージの追加・変更について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるＪアラートによる情報伝達について、今般、伝達する文言を次のとおり追加・変更しました。
 なお、下記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

<ミサイル発射時のＪアラートによる情報伝達の流れ>



<メッセージの内容>

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ	
旧	新(変更なし)
ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。	ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

② 通過情報・避難の呼びかけの解除	
旧	新
ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●時●分頃、●●へ通過したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。	ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは●時●分頃、●●へ通過したものとみられます。 <u>避難の呼びかけを解除します。</u> 不審な物には決して近寄らず直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

③ 落下推定情報 (日本の領海外の海域に落下)	
旧	新
先程のミサイルは、●時●分頃、●●海に落下したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。	先程のミサイルは、●時●分頃、●●海に落下したものとみられます。 <u>避難の呼びかけを解除します。</u> 不審な物には決して近寄らず直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

④ 避難の呼びかけの解除	
追加	
<u>先程のミサイルは、我が国には飛来しないものとみられます。避難の呼びかけを解除します。</u>	

⑤ 直ちに避難することの呼びかけ	
旧	新(変更なし)
直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難して下さい。	直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難して下さい。

⑥ 破壊情報	
追加	
<u>先程のミサイルは、迎撃により破壊されました。ミサイルの破片の落下の可能性がります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。</u>	

⑦ 落下推定情報 (日本の領土・領海に落下)	
旧	新(変更なし)
ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが、●時●分頃、●●県●●市周辺に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。	ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが、●時●分頃、●●県●●市周辺に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

⑧ 避難の呼びかけの解除	
追加	
<u>先程のミサイルは、我が国には落下しないものとみられます。避難の呼びかけを解除します。</u>	

閣副事態第 2 2 3 号
令和 5 年 4 月 2 4 日

各指定行政機関国民保護担当課長 殿

内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付
内閣参事官 東 高士
(公 印 省 略)

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る緊急情報ネットワーク
システム (エムネット) による情報伝達について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム (Jアラート) による情報伝達について、別添参考通知のとおり変更することに併せて、エムネットにより伝達する文言について別添のとおり変更しましたので、通知します。

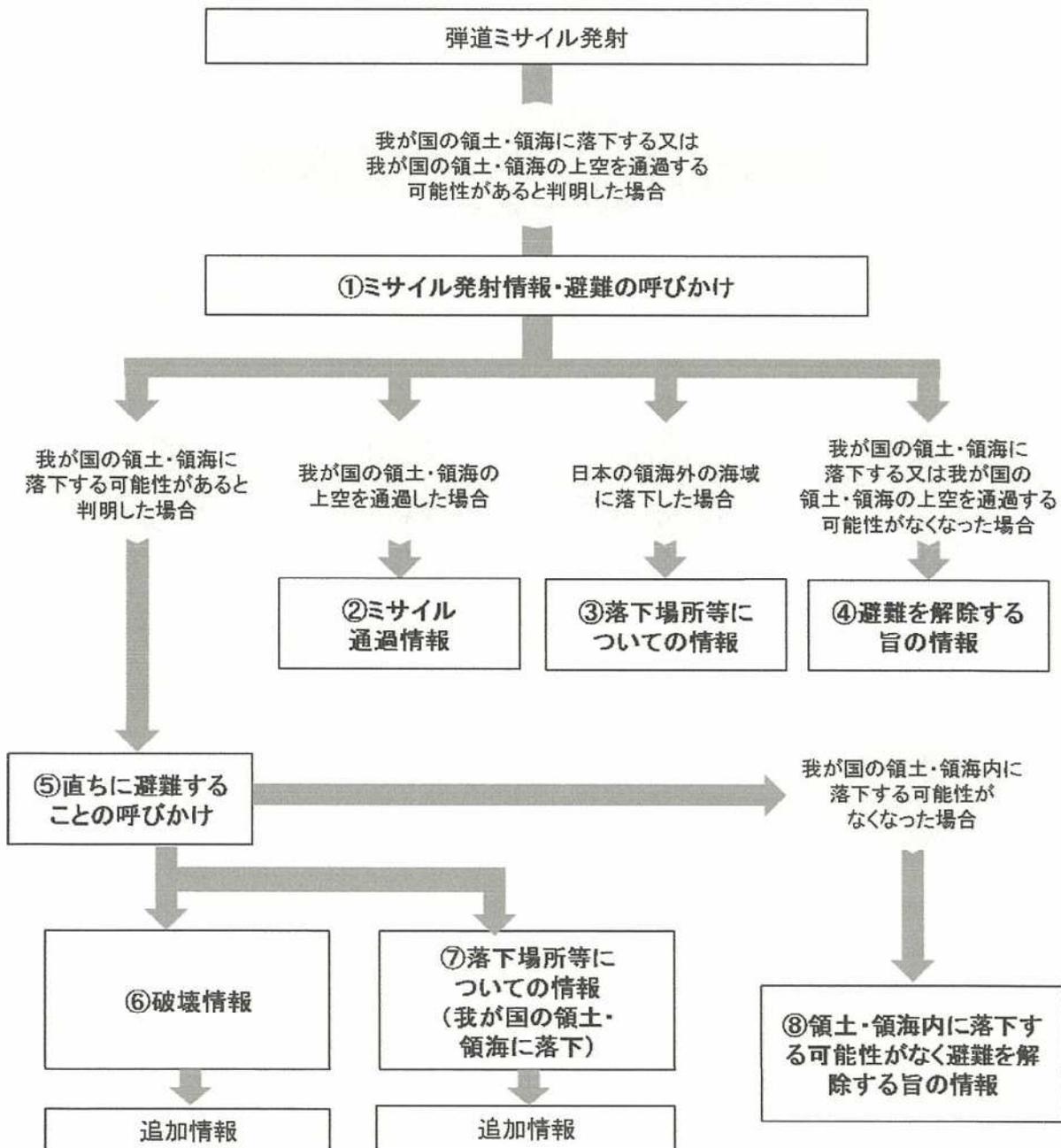
つきましては、貴職においては、所管する指定地方行政機関及び指定公共機関に対して、消防庁においては、都道府県と都道府県を通じて各都道府県内の市区町村及び消防組合並びに指定地方公共機関に対して、この旨ご周知くださいますようお願いいたします。

緊急情報ネットワークシステム（エムネット）による
情報伝達のメッセージの変更について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるJアラートによる情報伝達について、文言等を変更することに併せ、エムネットにより情報伝達する文言についても次のとおり変更しました。

なお、下記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

<ミサイル発射時のエムネットによる情報伝達の流れ>



<メッセージの内容>

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ	
旧	新(変更なし)
●時●分頃、北朝鮮からミサイルが●●県、■■県、…(Jアラート送信地域)の方向に発射されたものとみられます。建物の中又は地下に避難して下さい。続報が入り次第、お知らせします。	●時●分頃、北朝鮮からミサイルが●●県、■■県、…(Jアラート送信地域)の方向に発射されたものとみられます。建物の中又は地下に避難して下さい。続報が入り次第、お知らせします。

② 通過情報・避難の呼びかけの解除	
旧	新
先程発射されたミサイルは、●時●分頃、●●県、■■県、…からなる地域の上空を飛翔し、●●へ通過したものとみられます。なお、ミサイルの破壊措置の実施は無し。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防又は海上保安庁に連絡して下さい。続報が入り次第、お知らせします。	先程発射されたミサイルは、●時●分頃、●●県、■■県、…からなる地域の上空を飛翔し、●●へ通過したものとみられます。 <u>避難の呼びかけを解除します。</u> なお、ミサイルの破壊措置の実施は無し。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防又は海上保安庁に連絡して下さい。続報が入り次第、お知らせします。

③ 落下推定情報 (日本の領海外の海域に落下)	
旧	新
先程発射されたミサイルが、●時●分頃、●●海に落下したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防又は海上保安庁に連絡して下さい。続報が入り次第、お知らせします。	先程発射されたミサイルが、●時●分頃、●●海に落下したものとみられます。 <u>避難の呼びかけを解除します。</u> 不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防又は海上保安庁に連絡して下さい。続報が入り次第、お知らせします。

④ 避難の呼びかけの解除	
追加	
<u>北朝鮮からミサイルが●●県、■■県、…(Jアラート送信地域)の方向に発射されたものとみられるとして発表しましたが、我が国への落下又は上空を通過する可能性がなくなったことが確認されました。避難の呼びかけを解除します。</u>	

⑤ 直ちに避難することの呼びかけ	
旧	新(変更なし)
先程発射されたミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。●●県、■■県、…(Jアラート送信地域)においては、直ちに建物の中又は地下に避難して下さい。続報が入り次第、お知らせします。	先程発射されたミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。●●県、■■県、…(Jアラート送信地域)においては、直ちに建物の中又は地下に避難して下さい。続報が入り次第、お知らせします。

⑥ 破壊情報
追加
<u>先程発射されたミサイルは、迎撃により破壊されました。ミサイルの破片の落下の可能性</u> <u>があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。</u>

⑦ 落下推定情報 (日本の領土・領海に落下)	
旧	新(変更なし)
先程発射されたミサイルが、●時●分頃、●●県●●市周辺に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい	先程発射されたミサイルが、●時●分頃、●●県●●市周辺に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい

⑧ 避難の呼びかけの解除
追加
<u>先程発射されたミサイルが、●●県周辺に落下するものとみられるとして発表しましたが、我が国へ落下する可能性がなくなったことが確認されました。避難の呼びかけを解除</u> <u>します。</u>

事務連絡
平成29年8月16日

各都道府県国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護・防災部
参事官
国民保護運用室長

北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領について

北朝鮮半島情勢の緊張が高まる中、新型中距離弾道ミサイル「火星12」によるグアム島周辺への包囲射撃計画が発表され、日本列島上空を通過することが宣言されております。

万一、弾道ミサイル発射に伴い一部の部品等が日本領土内に落下した場合、何らかの有毒物質が含まれている可能性があるため、下記のとおり、基本的な対応要領についてお知らせいたします。

なお、弾道ミサイル燃料には、通常、ジメチルヒドラジンが含まれていることも想定されることから、別添1のとおり、ジメチルヒドラジンの性状等につきましても併せてお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び消防機関に対しまして、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 落下物には有害な燃料が付着している場合も考えられるため、不用意に近づくことなく、必要な防護措置を講じて当面の対応を行うとともに、速やかに検知能力を有する関係機関に通報し、毒性の有無の確認を要請する。
- 2 毒性がないと確認できた場合は通常の消防活動を実施する。
- 3 毒性が認められた場合は、引き続き、防護措置を講じた上で安全確保に留意しつつ対応可能な消防活動を実施する。
- 4 落下地域周辺に人家がある場合には、防災行政無線等により速やかに住民に情報提供するとともに落下物に近づかないよう呼びかけるなどの措置を講じる。

周囲の状況や検知結果などから、毒性が強いと判断される場合は、防護措置ゾーン外への退避又は屋内退避など必要な措置を講じる。なお、防護措置ゾーンについては、当初漏洩物が大量であることを想定し設定するとともに、じ後、ガス検知等の結果に基づき区域を縮小する。なお、ジメチルヒドラジンへの防護活動等については、別添2「ジメチルヒドラジンに対する初期隔離及び防護活動について」を参考とし、物質が特定できない場合については「平成28年度消防・救助活動の高度化検討会報告書」を参考とし活動する。

- 5 消防活動に際しては、関係機関との連携を十分図れるよう相互の連絡先、連携要領及び支援の要請手順等について事前に調整を実施しておく。

問合せ先

【BC 災害消防活動関係】

参事官付 布川 松浦

TEL: 03-5253-7507 FAX: 03-5253-7576

【国民保護関係】

防災課国民保護運用室 細美 久保田

TEL: 03-5253-7551 FAX: 03-5253-7543

「ジメチルヒドラジン」の性状・対応等について1 性状

(1) 物理的特性

- ・比重 0.8 引火点 -15°C 発火温度 249°C 爆発限界 2~95% 水溶性
- ・特徴的な臭気ある無色で発煙性の吸湿性液体。空気に曝露すると黄色になる。

(2) 物理的・化学的な危険性

- ・蒸気は空気より重く、地面又は床に沿って移動することあり。遠距離引火の可能性あり。
- ・空気に触れると自然発火することがある。
- ・燃焼すると有毒な窒素酸化物、アンモニア等を生成する。
- ・プラスチックを侵す。

(3) 健康に関する危険性

- ・蒸気の吸入により、灼熱感、呼吸困難、吐き気、胃痙攣、嘔吐、息切れの症状を示すことがある。心不全、呼吸不全、肝臓壊死、肺水腫を生じることもある。
- ・経皮吸収により、皮膚熱傷、皮膚の痛み、眼の痛み・かすみ・発赤・重度の熱傷・視力喪失の症状を示すことがある。
- ・経口摂取により、体内に吸収され、のどの痛み、胃痙攣、嘔吐、意識喪失の症状を示すことがある。

2 対応上の留意点

(1) 全般

- ・消防機関等の検知器等で、ジメチルヒドラジンの存在が否定されるまでの間は、ジメチルヒドラジンが存在するものとして対応する。
- ・十分な装備がない者は、可能な限り早期に防護措置ゾーン外に退避（避難）する。（別添2「ジメチルヒドラジンに対する初期離隔及び防護活動について」参照）

(2) 必要な装備

- ・空気呼吸器及び化学防護服を着装し、防火衣を重ね着する。
- ・陽圧式防護服は、耐熱性が低いとともに、陽圧のため、防火衣の重ね着が不可能なため、使用は困難である。
- ・（化学防護服とは別の）一部メーカーの簡易型防護服はヒドラジンに対応可能である。

(3) 火災への対応

- ・引火点が低いため、警戒区域内で裸火、火花等を発生させない。
- ・水噴霧放水（又は耐アルコール性泡消火薬剤の放水）を行う。
- ・消火の効果がないおそれのある場合（消防力に比して火勢が極めて優勢な場合など）は、散水（蒸気濃度を低下させる効果がある。）を行う。
- ・出来るだけ離れた風上の位置から消火活動を行う（燃焼しているヒドラジンが大量の場合は、かなりの輻射熱となる。
- ・低地に留まらない。

(4) 飛散（火災がない場合）

- ・飛散物に触れたり、その中を歩いたりしない。
- ・可能であれば、乾燥した土・砂や不燃材料で吸収させて密閉式の容器に移す。おがくずやその他の可燃性吸収物質に吸収させてはならない。
- ・飛散物を集めるときに工具等を使用する場合は、きれいな耐電防止工具を用いる。
- ・可能であれば、飛散物の流失を防止するせきを作製する。
- ・可能であれば、蒸気濃度を低下させるため、散水を行う。

(5) 除染

- ・汚染された衣服や靴を脱がせ、暴露した皮膚や眼を流水で 20 分以上洗浄する。
- ・暴露した皮膚を石けんと水で洗浄する。この場合には、除染シャワーやポンプ自動車等の水を活用する。
- ・汚染された衣服は、（火災の危険があるため）十分な水ですすぎ洗いする。

(6) 応急処置

- ・医師に速やかに連絡する。
- ・二次曝露を防止するため、毒性物質による傷病者の処置は、十分な装備の消防隊員等が行うか、傷病者の十分な除染後に行う。
- ・傷病者を危険のない新鮮な空気のところへ移し、安静を保つ。
- ・物質への曝露（吸入、摂取、皮膚接触）の影響が遅れて現れることがある。

注 ロケット燃料としては、「ヒドラジン」、「ジメチルヒドラジン」の両方が利用されている。両物質を比較して、より危険性の高いジメチルヒドラジンの性状・対応等について記した。ヒドラジンの基本的な対応は、ジメチルヒドラジンと同様の対応で可能である。

（参考文献）

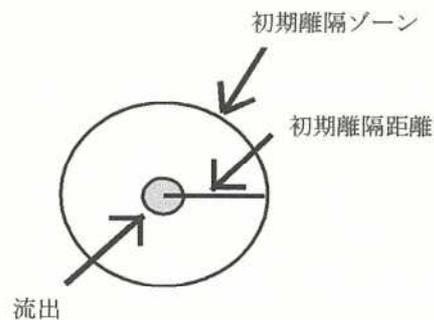
- ・国際化学物質安全性カード（国連の WHO（世界保健計画）、UNEP（国連環境計画）、ILO（国際労働機関）が共同で進めている IPCS（国際化学物質安全性計画）により作成されている化学物質の情報の国際的標準）
- ・平成 28 年度消防・救助技術の高度化等検討会報告書（平成 29 年 3 月消防庁 国民保護・防災部参事官付）

ジメチルヒドラジンに対する初期離隔及び防護活動について

《参考》平成 28 年度消防・救助技術の高度化等検討会報告書（平成 29 年 3 月消防庁
国民保護・防災部参事官付）
資料 2「緊急時応急措置指針 2016 (2016Emergency Response Guidebook)」

1. 初期退避

まずは、初期離隔ゾーンを設定し、全ての人をゾーン外へ退避させる。初期離隔ゾーンは、危険物質の漏洩箇所の中心からの同心円で設定される。同心円の半径（初期離隔距離）については、下表を参照。なお、この区域内でも、風下側では危険性がより高い。



2. 防護活動

次に、防護措置ゾーン（防止対策ゾーン）を設定し、このゾーン外への退避又は屋内退避を行う。防護措置ゾーンは、危険物質の流出箇所の風下側の一定の距離の区域で設定される。この距離については、下表を参照。

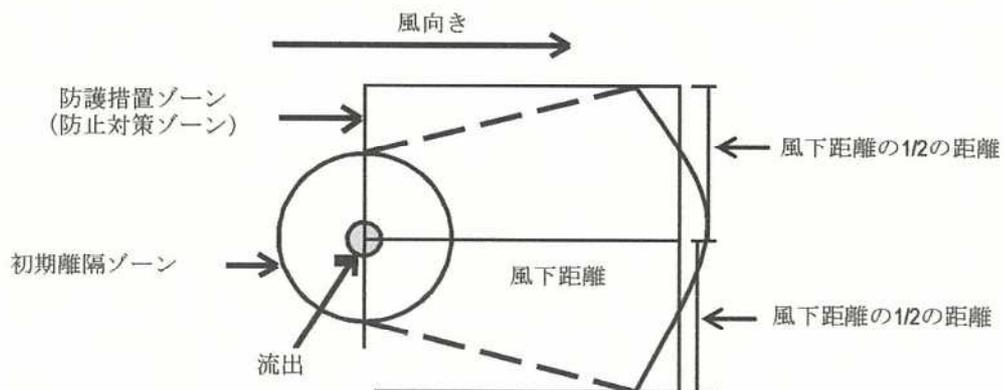


表 初期離隔・防護距離(ジメチルヒドラジンの場合)

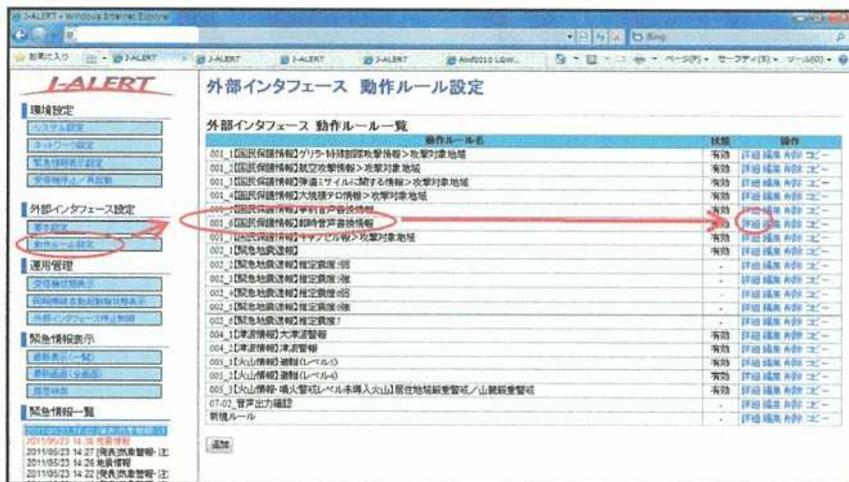
大量流出の場合		
初期離隔距離	防護活動の風下距離	
	日中	夜間
100 m	1.1 km	2.2 km

Jアラート受信機の設定確認手順

内閣官房から配信される弾道ミサイル等の国民保護情報は「即時音声合成情報」となります。当該情報に係る確認手順を以下に記載します。

1 Jアラート受信機の設定確認（「即時音声合成情報」）

国民保護情報の“即時音声合成情報”の「通常」の動作ルールについて、「詳細」をクリックし、下記の設定例を参考に適切な設定となっているか確認する。（※記載されている動作ルール名は一例です。）



〈設定例〉

状態が“有効”であることを確認する。

設定内容が、「国民保護情報」「即時音声合成情報」「通常」であることを確認する。また、受信対象地域は、受信対象とする市町村が選択されていることを確認する。

ここに表示されている動作が情報を受信して起動することになるため、この内容で良いか確認する。左記例では、回転灯、音声出力、同報無線自動起動機が起動する。特に、音声出力及び同報無線自動起動機の外部インターフェースを設定している場合は、下記を確認すること。

※ 音声出力の「音声データ選択」については、“999 即時音声合成”が選択されていること。

※ 同報無線自動起動機の「通報番号」については、“XX”が選択されていること。

動作ルール名	状態	動作
001_6 [国民保護情報]即時音声合成情報	有効	外部音声出力

受信情報種別: 国民保護情報
緊急情報種別: 即時音声合成情報
情報種別: 通常
受信対象地域: 11101東京都千代田区

動作名: 赤点滅化(ビビ)
外部インターフェース種別: 回転灯
起動遅延: 0秒
回転灯: 緊急情報通知
事前点灯: しきい
点灯モード: 点滅
電灯色: 赤
ブザーモード: ビビビ
停止設定: する
動作継続時間(秒): 10秒

動作名: 999 即時音声合成
外部インターフェース種別: 音声出力
起動遅延: 0秒
再生音量: 大
※ 音声データ選択: 999 即時音声合成
繰り返し回数: 1回

動作名: 同報無線自動起動機
外部インターフェース種別: 同報無線自動起動機
起動遅延: 0秒
※ 通報番号: XX

Jアラート関連機器点検チェックシート

別紙2

都道府県名	市町村名	担当者名(連絡先)
-------	------	-----------

I 受信機状態 (※毎日の実施を推奨)

確認方法等は、受信機状態確認画面資料(別紙3)及び「Jアラート運用マニュアル」を参照してください。

機器	確認項目	確認箇所	確認ポイント	点検実施日	
				結果 (○・×)	改善日
受信機本体 (操作用PC)	衛星回線	操作用PC画面 →別紙3①参照	衛星回線切断時のポップアップのメッセージが表示されていないか。		/
		受信機状態表示 ↓ 受信機状態 →別紙3②参照	受信機状態欄の「衛星受信部状態」、「衛星受信状態」、「信号強度」、「受信品質」が正常か。		/
		受信機状態表示 ↓ エラーログ →別紙3③参照	エラーログ一覧に以下の表示等が出ていないか。 ・緊急情報パケットの解析に失敗しました。 ・衛星系の回線断を検出しました。 ※点検日時点において改善されていれば「○」として扱う。改善されていても繰り返し同一エラーが記録されている場合には原因究明と対処を行なうこと。		/
	地上回線	操作用PC画面 →別紙3①参照	地上回線切断時のポップアップのメッセージが表示されていないか。		/
		受信機状態表示 ↓ 受信機状態 →別紙3④参照	受信機状態欄の「地上系回線接続状態」が正常か。		/
		受信機状態表示 ↓ エラーログ →別紙3③参照	新たなエラーログの確認を実施したか。 ・消防庁管理システムへの接続エラーが発生しました。 ・消防庁管理システムへの要求送信時、レスポンスエラーが発生しました。 ※点検日時点において改善されていれば「○」として扱う。改善されていても繰り返し同一エラーが記録されている場合には原因究明と対処を行なうこと。		/
		受信機状態表示 ↓ 管理システム接続テスト ↓ 接続テスト画面 →別紙3⑤参照	東西管理システム接続テストにおいて、「接続先:全サイト」を選んで接続テストを行い、成功するか。		/
	外部インタフェース (同報無線自動起動機等)	受信機状態表示 ↓ 受信機状態 →別紙3⑥参照	受信機状態欄の「外部インタフェース接続状態」が正常か。		/
		受信機状態表示 ↓ エラーログ →別紙3③参照	使用している外部インタフェースについて、エラーログ一覧に以下の表示等が出ていないか。 ・同報無線自動起動機との接続が切断されました。 ・ソケット通信の接続が切断されました。 ・回転灯との接続が切断されました。 ※点検日時点において改善されていれば「○」として扱う。改善されていても繰り返し同一エラーが記録されている場合には原因究明と対処を行なうこと。		/
		同報無線自動起動機状態表示 ↓ 同報無線自動起動機状態 →別紙3⑦参照	「同報無線自動起動機接続状態」が正常か。		/
		同報無線自動起動機状態表示 ↓ エラーログ →別紙3⑧参照	エラーログ一覧に以下の表示等が出ていないか。 ・同報無線自動起動機との接続が切断されました。 ・同報無線自動起動機への接続に失敗しました。 ※改善されていればOK		/
	受信機ソフトウェア 状態	画面操作	受信機操作画面の操作ができるか。		/
		受信機状態表示 ↓ 受信機状態 →別紙3⑨参照	受信機状態欄の「受信機ソフトウェア状態」が正常か。		/
	その他	受信機本体のアラーム	アラームが点灯等していないか。(受信機本体にアラームがある場合)		/
		消防庁管理システムからの障害通知メール	障害状態が一定時間継続された場合に送信される、障害通知メールが届いていないか。		/
		受信機からの障害通知メール	受信機で設定している障害通知メールが届いていないか。(設定していた場合)		/
		操作用PC画面 →別紙3③参照	ログ保存領域、メモリ使用率が閾値を超えていないか。(閾値を超えている場合、エラーログにメッセージが出力されます。)		/

II 受信機設定チェック

確認方法等は、「Jアラート運用マニュアル」及び受信機外部インタフェース標準設定例を参照してください。

設定画面		確認項目	確認ポイント	確認日	結果 (○・×)
緊急情報表示設定		受信対象地域	受信情報種別ごとに受信対象地域が、正しく設定されているか(市町村合併により市町村名が変更となっている場合など、その内容が反映されているか。(旧)表示のままの地域を設定していないか。)	/	
外部インタフェース設定	基本設定	外部インタフェース	使用する外部インタフェースにチェック(有効)がついているか。	/	
	動作ルール設定 ↓ 外部インタフェース 動作ルール一覧	状態(有効・無効)	自動で起動する動作ルールの状態が有効か。	/	
		動作ルール	自動起動する予定の各緊急情報について、動作ルールが作成されているか。 同じ緊急情報を受信した際に、同じ外部インタフェースが起動する動作ルールを複数作成し、それぞれ状態を有効にしていないか(例:津波警報で同報無線自動起動機を自動起動する動作ルールが2つあり、2つとも状態が有効にしている。)	/	
	動作ルール設定 ↓ 動作ルール詳細	情報種別(通常・訓練)	情報種別を事実案に対しては通常、訓練情報に対しては訓練に分けて、動作ルールが作成されているか。 情報種別を訓練とした動作ルールの状態が、通常時無効か(回転灯など受信確認用であれば問題ない。)	/	
		受信対象地域	受信情報種別ごとに受信対象地域が、正しく設定されているか(市町村合併により市町村名が変更となっている場合など、その内容が反映されているか。(旧)表示のままの地域を設定していないか。)	/	
		同報無線自動起動機	受信情報種別と通報番号が正しい組み合わせか。 ※ 緊急地震速報では、誤報キャンセル(1F、6F)は、通報番号設定しないでください。	/	
		音声出力	受信情報種別と音声データが正しい組み合わせか。	/	
		その他の外部IF全般	起動させる予定の緊急情報に対する外部インタフェースが設定されているか。	/	
		緊急速報メールとの連携	国から住民へ直接緊急速報メールを配信する国民保護情報、気象に関する情報の一部とJアラート受信機との自動連携設定を無効としているか。 ※H26.3.28事務連絡参照(マニュアル2023 P78)	/	

III その他関連装置等チェック

過去の不具合事例を参考にチェック項目を記載しています。

機器	対象	確認ポイント	確認日	結果 (○・×)
同報無線自動起動機	起動確認	正常に起動しているか。	/	
	モード設定	自動で起動できるモードになっているか。(「手動モード」や「試験モード」等になっていないか。)	/	
	音声設定	音響の設定が無音(ミュート)になっていないか。	/	
その他自動起動装置等	起動確認	正常に起動しているか。	/	
	連携の設定	受信機からの情報と配信する情報が正しく設定されているか。	/	
防災行政無線操作卓等の情報伝達機器	起動確認	正常に起動しているか。	/	
	モード設定	自動で起動できるモードになっているか。	/	
	配信対象地域	配信対象地域が正しく設定されているか。(市町村合併などにより配信対象地域が変更されている場合は、その内容が反映されているか。)	/	
	優先順位	情報伝達の優先順位は正しく設定されているか。 ※自治体に整備されている防災行政無線卓に有線設定があれば確認	/	
その他関連機器等	中継機器	経路上の機器(ネットワーク機器含む)が全て正常に起動しているか。	/	
	配線	機器間の配線に接続不良箇所がないか。	/	

受信機状態確認画面資料

■受信機状態表示画面

L-ALERT

環境設定

- システム設定
- ネットワーク設定
- 緊急情報表示設定
- 受信機停止/再起動

外部インタフェース設定

- 基本設定
- 動作ルール設定

運用管理

- 受信機状態表示
- 同報無線自動起動機状態表示
- インタフェース停止制御

緊急情報表示

受信機状態表示

ログ種別で「エラーログ」を選択し、検索期間を指定して「検索」をクリックします。

ログ種別: エラーログ

検索期間: 2020/04/03 ~ 2020/04/03

検索 最新表示 クリア

ポップアップ表示箇所 ①

ログ表示箇所 ③

「受信機状態表示」をクリックします。

ログファイル出力(全件)

ログ種別: 動作ログ

ダウンロード

緊急情報履歴ファイル出力

受信機状態

ディスク使用率: 14%

メモリ使用率: 57%

接続状態: 衛星同様

衛星受信情報

受信周波数: 1315.031 MHz

衛星受信状態: 正常

衛星受信状態: 正常受信中

信号強度: +43 dBm

受信品質: 10 dB

地上系周波数状態: 正常

外部インタフェース接続状態: 正常

受信機ソフトウェア状態: 正常

ソフトウェアバージョン: ver:3.1.4.0020

システム時刻: 2020/04/02 09:26:54

管理システム接続テスト: >接続テスト画面

事前書換音声ファイル状態

通称番号	緊急情報種別	優先度	再生パターン

<信号強度及び受信品質の参考値>

受信機モデル名	信号強度 (回線状態が悪化する と値が大きくなる)	受信品質
MRJA-2000	-75~-25dBm	15dBm
JARS-2000	0~+53dBm	10dBm

<東西管理システム接続テスト画面>

東西管理システム接続テスト

接続先: 正常

接続テスト結果

接続先	接続状態	接続日時	接続終了日時
正常	正常	2020/04/02 09:26:54	2020/04/02 09:26:54
正常	正常	2020/04/02 09:26:54	2020/04/02 09:26:54
正常	正常	2020/04/02 09:26:54	2020/04/02 09:26:54
正常	正常	2020/04/02 09:26:54	2020/04/02 09:26:54

■同報無線自動起動機状態表示画面

L-ALERT

環境設定

- システム設定
- ネットワーク設定
- 緊急情報表示設定
- 受信機停止/再起動

外部インタフェース設定

- 基本設定
- 動作ルール設定

運用管理

- 受信機状態表示
- 同報無線自動起動機状態表示
- インタフェース停止制御

緊急情報表示

同報無線自動起動機状態表示

ログ種別で「エラーログ」を選択し、検索期間を指定して「検索」をクリックします。

ログ種別: エラーログ

検索期間: 2014/05/18 ~ 2014/05/18

検索 最新表示 クリア

Logfile created on Thu May 15 11:19:57 +0900 2014 by /

ログ表示箇所 ⑧

「同報無線自動起動機状態表示」をクリックします。

ログファイル出力(全件)

ログ種別: 動作ログ

ダウンロード

同報無線自動起動機接続状態: 正常

ステータスチェック状況

再生待ち情報数: 件

再生情報数: 件

事前書換音声ファイル状態

通称番号	緊急情報種別	優先度	再生パターン

音声テキスト

音声ファイル名

